

兵庫教育大学と同窓会の会員が所属する組織との共同事業実施要項

令和3年6月1日
学 長 裁 定

1 目的

兵庫教育大学（以下「本学」という。）と兵庫教育大学大学院同窓会および学部同窓会（以下「同窓会」という。）の会員が所属する教育委員会等の組織（以下「組織」という。）が連携して共同事業を実施することにより、教育に関する課題解決並びに本学の実践的な教育研究の進展に寄与することを目的とする。

2 共同事業を申請できる組織

同窓会の会員が所属する都道府県および市町村教育委員会等

3 申請・実施計画書

共同事業を申請しようとするときは、「（別紙様式）共同事業申請書・実施計画書」を、原則として当該実施年度の4月末日までに学長に提出するものとする。ただし、組織の申請者は、在学生及び大学教員等研究者を除く、同窓会の会員に限るものとする。

4 事業の選定

共同事業を行う組織の選定は、教員養成・研修高度化センター長が決定する。選定の基準は、第1項に掲げる目的との適合性を判断するものとする。

5 共同事業実施組織

共同事業実施組織は、選定された組織と本学教員で構成し、組織の申請者が事業実施代表者となるものとする。共同事業を行う本学教員への依頼は、事業内容に即して大学が行う。

6 事業実施期間

共同事業実施の期間は、原則として単年度とする。

7 契約事項

共同事業の実施を決定した場合は、本学と組織代表者及び事業実施代表者との間で共同事業実施に関する契約を締結するものとし、共同事業実施に関する詳細は、別に定める。

8 事業実施経費

共同事業実施経費は、本学及び組織がそれぞれ負担するものとし、本学が経理を行う。

9 契約及び実施に係る事務

共同事業の実施に関する事務は、本学の関係部署で調整して処理する。

附 則

1 この要項は、令和3年6月1日から施行する。

2 この要項施行後最初の申請・実施計画の提出期限は、第3項の規定にかかわらず学長が別に定める。